平成２３年（フ）第７０号
長野県松本市並柳４丁目８番３号
債務者　森下　繁美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４２６号
名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の212
大島ハイツ101号
債務者　林　　幹人
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００号
大津市大石東６丁目７番27号　オーブリーフジタ101
債務者　菜原　　勉（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５号
徳島県阿南市学原町中西35番地１、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷６番地181
債務者　金本　義生
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１０６号
高知県南国市久枝39番地の２
債務者　島村　千代
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０８号
高知市愛宕町３丁目６番５号　ロードコーポ101
債務者　宮尾　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２０号
高知市神田2382番地137
債務者　鈴木　千生
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２号
大分市高城本町１番37号グランドパレス高城1305
債務者　土田　長雄
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６９号
大分市横田２丁目５番49号レモントゥリー202
債務者　西田かなえ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７０号
大分市横塚２丁目19番２号サンガーデン・エリＢ102
債務者　霜上　奈実（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７７号
大分市今津留３丁目３番11号　タウンハウス孝Ⅱ201号、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦5103番地35
債務者　日高さゆり
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
大分県別府市大字南立石1326番地
債務者　熊谷　俊成
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２号
大分県別府市大字鶴見4049番地の11
債務者　松本　あさ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３号
鹿児島県志布志市志布志町内之倉3399番地６
債務者　恒吉美智子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目５番12号
債務者　森　　達也
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志３丁目１番２号
債務者　林　美代子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番市２―201号、旧住所鹿児島県鹿屋市寿４丁目８番40号
債務者　上村　福一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係